

和解及び損害賠償の額を定めることについて

【穴太二丁目16番24号地先市道での公用車事故】

令和7年12月
建設部 道路・河川管理課

1 概要

事案の概要

- ・令和6年10月29日、大津市穴太二丁目16番24号地先 市道幹1029号線において、同市道を北東方向に走行していた公用車（道路・河川管理課職員運転）が、同市道上に駐車していた工事車両の右側方を通過しようとした際、工事車両の陰から出てきた交通誘導員である相手方と接触し、負傷されたもの。
- ・今般、相手方との示談交渉の結果、双方において合意したことから、令和7年11月市議会通常会議において、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるもの。

1 概要

相手方について

- ・大津市在住 男性 78才
- ・怪我等の状況：左大腿骨頸部骨折・人工骨頭置換済・後遺障害第10級

損害賠償額等について

①相手方への損害賠償額：7,156,922円（損害額8,946,153円×80%）

（治療費、休業損害、後遺障害慰謝料など、損害額の80%、過失相殺20%）

* うち6,656,922円については相手方へ概算払い済み

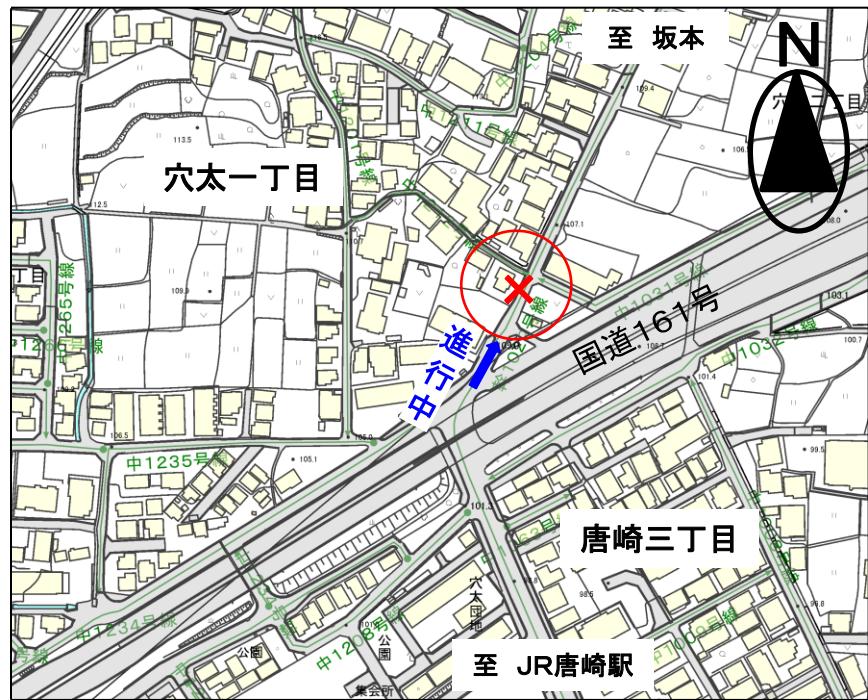
②医療保険求償額：3,721,462円（給付額4,651,827円×80%）

（支払先：滋賀県後期高齢者医療広域連合、給付額の80%、過失相殺20%）

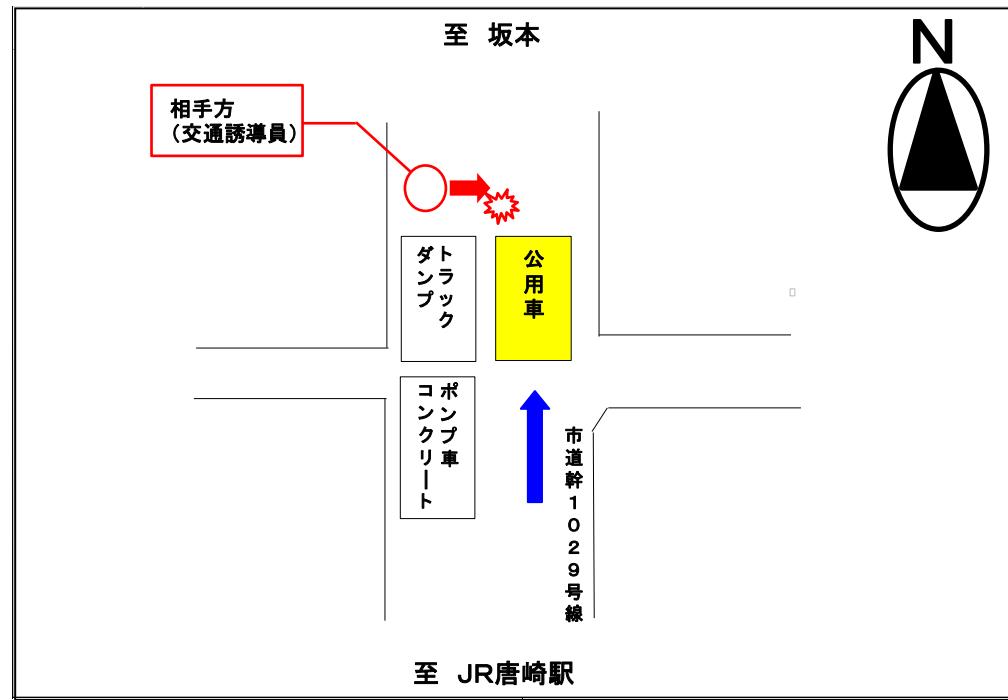
* 滋賀県後期高齢者医療広域連合へ全額支払い済み

2 事故現場

位置図



見取図



3 現場写真



周辺状況



公用車接触箇所

4 経過

- ・令和6年10月29日
 - ・午前9時52分頃に事故発生
 - ・相手方が地方独立行政法人 市立大津市民病院に救急搬送され、緊急手術
 - ・同日、当課職員が警察による事故処理対応後に病院を訪問相手方親族へ謝罪、事故発生状況や今後の保険対応を説明
- ・令和6年10月30日
 - ・当課職員が相手方親族に連絡
 - ・今後、入院リハビリ治療を受けられることを確認
 - ・全国市有物件災害共済会が相手方との示談交渉を開始
- ・令和7年 2月16日
 - ・相手方が退院
- ・令和7年 6月16日
 - ・相手方の症状が固定
- ・令和7年10月27日
 - ・全国市有物件災害共済会から、相手方が示談に応じる意向との連絡を受ける